



宮 崎 県 公 報

令和5年3月23日(木曜日) 第392号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出 (“ ”) 1
- 生活保護法に基づく指定介護機関 (居宅介護事業所) の所在地の変更…………… (“ ”) 1
- 保安林の指定…………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更 (2件) …… (“ ”) 2
- 林業用種苗生産事業者の登録…………… (森林経営課) 2

頁

- 特定農業用ため池の指定の解除…………… (農村整備課) 2
- 宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示………… (管理課) 2
- 道路の供用の開始…………… (道路保全課) 5
- 自動車専用道路の指定…………… (“ ”) 5

教育委員会規則

- 県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則…………… 6

収用委員会告示

- 宮崎県収用委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程…………… 7

告 示

宮崎県告示第 216号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第49条 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和5年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーションおうち生活応援団都城事業所	都城市中原町1街区10号2F	令和5年3月1日

宮崎県告示第 217号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第50条の2 (第55条第2項において準用する同法第50条の2) (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

名 称	所 在 地	休止年月日
医療法人友光会 整形外科フレンドクリニック	小林市細野 134番地15	令和5年2月1日

宮崎県告示第 218号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第54条の2第5項において準用する同法第50条の2 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、指定介護機関 (居宅介護事業所) から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出をした指定介護機関 (居宅介護事業所)

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
西日本総合福祉株式会社	都城市上川東2丁目4号13番地	デイサービスセンター元気の里	都城市上川東2丁目4号13番地

- 2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年月日
変 更 前	変 更 後	
都城市下川東4丁目3220番地3	都城市上川東2丁目4号13番地	令和5年3月1日

宮崎県告示第 219号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字猿渡2973-1、2973-7、字笹ノ下り2978-1

- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字猿渡2973-7・字笹ノ下り2978-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 220号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
令和5年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字川ノ口 327-2（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 221号

森林法（昭和26年法律第 249号）第33条の2の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する。
令和5年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字猿渡2973-7・字笹ノ下り2978-1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 222号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第3項の規定により、次のとおり林業用種苗生産事業者の登録をした。

令和5年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容		事務所の名称 及び所在地
		種 種	苗 木	
1406	甲斐 浩一 宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川3176番地	採取 精選	幼苗の育 成	甲斐 浩一 宮崎県西臼杵郡日之影町大字岩井川3176番地
1407	甲斐 勲 宮崎県日向市亀崎東3丁目39番地	採取 精選	幼苗の育 成	甲斐 勲 宮崎県日向市亀崎東3丁目39番地
1408	山澤 政治 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代12568番地	採取 精選	幼苗の育 成 幼苗以外 の苗木の 育成	山澤 政治 宮崎県東臼杵郡美郷町西郷田代12568番地

宮崎県告示第 223号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）第7条第1項の規定により指定した特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和5年3月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除年月日
令和5年3月8日
- 2 特定農業用ため池の名称及び所在地

氏 名	所 在 地
宮越池	日南市南郷町大字中村字宮越5491
庄手2号	西都市大字三宅字原口二3907

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。
令和5年3月23日

宮崎県告示第 224号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款（平成8年宮崎県告示第 515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（<u>工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具</u>であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第6項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 [略]</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p>3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(不可抗力による損害)</p> <p>第29条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができないもの（以下「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（<u>以下「工事目的物等」という。</u>）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（<u>工事目的物等</u>であって第13条第2項、第14条第1項若しくは第2項又は第37条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る損害の額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（以下「損害合計額」という。）のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</p> <p>5 [略]</p> <p>6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額から既に負担した額を差し引いた額」と、「<u>損害合計額を</u>」とあるのは「<u>損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を</u>」として同項を適用する。</p>
<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受け</p>	<p>(前金払及び中間前金払)</p> <p>第34条 [略]</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p>3 発注者は、<u>第1項</u>の規定による請求があったときは、請求を受</p>

た日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 [略]

5 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条、第41条及び第52条において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。

6 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

7 [略]

8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、^{じゅうごん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 [略]

3 [略]

（債務負担行為に係る契約の前払の特則）

第40条 [略]

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 [略]

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規

けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。

4 受注者は、第1項の規定により前払金の支払を受けた後、当該前払金に追加して支払を受ける前払金（以下「中間前払金」という。）に関し、保証事業会社と契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、請負代金額の10分の2以内の中間前払金の支払を発注者に請求することができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。

5 [略]

6 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項及び次条において同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第36条まで、第40条、第41条及び第52条において同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。

7 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは、10分の6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。

8 [略]

9 発注者は、受注者が第7項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合（この場合における年当たりの割合は、^{じゅうごん}閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下「財務大臣決定割合」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

（保証契約の変更）

第35条 受注者は、前条第6項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

2 [略]

3 受注者は、第1項又は第2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。

4 [略]

（債務負担行為に係る契約の前払の特則）

第40条 [略]

2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第34条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金の支払を請求することができない。

3 [略]

4 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規

定により準用される第34条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第3項の規定を準用する。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(9) [略]

(10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員であると認められるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ [略]

エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

オ [略]

カ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ・ク [略]

(11)～(14) [略]

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県告示第 225号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年3月23日から同年4月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
378	県道	清武南インター線	宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1922番1地先から同市同町今泉同字乙	令和5年3月25日

定により準用される第34条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払を請求することができない。

5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第35条第4項の規定を準用する。

(発注者の催告によらない解除権)

第47条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1)～(9) [略]

(10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団又は暴力団員であると認められるとき。

イ [略]

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

エ [略]

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

キ・ク [略]

(11)～(14) [略]

			1866番9まで	
--	--	--	----------	--

宮崎県告示第 226号

道路法(昭和27年法律第 180号)第48条の2第2項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、関係図面は、令和5年3月23日から同年4月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	指定する期日
県道	清武南インター線	宮崎市清武町今泉字柳ヶ谷乙1866	13.5～88.3	190.0	令和5年3月25日

番9から同
市同町今泉
同字乙1834
番18まで

教育委員会規則

県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

宮崎県教育委員会教育長 黒 木 淳一郎

宮崎県教育委員会規則第1号

県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則等の一部を改正する規則

(県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第1条 県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則(平成元年宮崎県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(県立学校に勤務する職員の勤務時間等)</p> <p>第3条 県立学校に勤務する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。))及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)を除く。以下この条において同じ。)の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、教育長が別に定める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項に規定する職員の週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に従い、校長が定めるものとする。この場合において、校長は、勤務日(条例第2条第8項に規定する勤務日をいう。)が引き続き12日を超えず、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えず、かつ、1週間当たりの勤務時間が毎4週間について38時間45分を超えないようにしなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職務の特殊性により前号の基準によることが困難と認められる職員、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>の週休日及び勤務時間の割振りの基準については、別に定める。</p>	<p>(県立学校に勤務する職員の勤務時間等)</p> <p>第3条 県立学校に勤務する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。))及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)を除く。以下この条において同じ。)の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり38時間45分とする。</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、教育長が別に定める。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 前3項に規定する職員の週休日及び勤務時間の割振りは、次に掲げる基準に従い、校長が定めるものとする。この場合において、校長は、勤務日(条例第2条第8項に規定する勤務日をいう。)が引き続き12日を超えず、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えず、かつ、1週間当たりの勤務時間が毎4週間について38時間45分を超えないようにしなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 職務の特殊性により前号の基準によることが困難と認められる職員、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び<u>任期付短時間勤務職員</u>の週休日及び勤務時間の割振りの基準については、別に定める。</p>

(市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の一部改正)

第2条 市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則(平成元年宮崎県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。))及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)を除く。以下同じ。)の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。</p> <p>2 <u>再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。))及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第4条の規定により採用された職員(以下「<u>任期付短時間勤務職員</u>」という。)を除く。以下同じ。)の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分とする。</p> <p>2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤務時間は、休憩時間を除き、</p>

を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、宮崎県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が別に定める。

3 [略]

（週休日及び勤務時間の割振り）

第3条 市町村教育委員会は、職員の週休日及び勤務時間の割振りを、次に掲げる基準に従い、校長に定めさせるものとする。この場合において、校長は、勤務日（条例第2条第7項に規定する勤務日をいう。）が引き続き12日を超えず、1回の勤務に割り振られる勤務時間が16時間を超えず、かつ、1週間当たりの勤務時間が毎4週間について38時間45分を超えないようにしなければならない。

（1） [略]

（2） 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準については、別に定める。

（県費負担教職員の免職及び県教育委員会の任命に係る職への採用の手続等に関する規則の一部改正）

第3条 県費負担教職員の免職及び県教育委員会の任命に係る職への採用の手続等に関する規則（平成20年宮崎県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「<u>県費負担教職員</u>」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員のうち、宮崎県教育委員会（以下「<u>県教育委員会</u>」という。）の任命に係る教諭、養護教諭、<u>栄養教諭</u>（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用されたものを除く。</u>）をいう。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この規則において「<u>県費負担教職員</u>」とは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員のうち、宮崎県教育委員会（以下「<u>県教育委員会</u>」という。）の任命に係る教諭、養護教諭及び<u>栄養教諭</u>をいう。</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第42号）附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された者は、第1条の規定による改正後の県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則第3条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の県教育委員会の所管する職員の勤務時間等に関する規則の規定を適用する。

3 市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第45号）附則第5条第1項又は第2項の規定により採用された者は、第2条の規定による改正後の市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則第2条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の市町村立学校に勤務する県費負担教職員の勤務時間等に関する規則の規定を適用する。

4 市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第45号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された者に対する第3条の規定による改正後の県費負担教職員の免職及び県教育委員会の任命に係る職への採用の手続等に関する規則第2条の規定の適用については、同条中「栄養教諭」とあるのは、「栄養教諭（市町村立学校職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第45号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。）」とする。

収用委員会告示

宮崎県収用委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年3月23日

宮崎県収用委員会会長 増田良文

宮崎県収用委員会告示第1号

宮崎県収用委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

宮崎県収用委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成15年宮崎県収用委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の規定に基づく宮崎県収用委員会が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。</p>	<p>宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）の規定に基づく宮崎県収用委員会が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。</p>
<p>附 則 この告示は、令和5年4月1日から施行する。</p>	